



日本から香港への渡航における隔離制限強化について

1. 日本から香港への渡航における隔離制限強化について

香港政府は2021年12月3日から、日本を新型コロナウイルスのリスク分類で最も厳しい入境規制の対象となる「A（高リスク）」グループに追加しました。日本でコロナの新たな変異株「オミクロン株」の感染者が確認されたことによる措置となります。これにより12月3日以降、香港のIDカードや就労ビザを持たない非香港居民の日本からの入境は禁止されることになりました。香港居民は引き続き日本からの入境が可能ですが、12月3日以降はコロナワクチンの接種が完了していることが必須となります。

また、強制検疫期間も延長され、ワクチン接種が完了している香港居民については、従来14日間であった隔離期間が、政府指定ホテルで21日間の隔離及びその後7日間の自主観察となりました。

2. 香港証券取引所、SPAC 上場を2022年1月に解禁

香港証券取引所は2022年1月1日から、特別買収目的会社（SPAC）の上場を解禁すると発表しました。SPACは上場時には事業の実体がなく、上場により資金を調達して一定期間内に主にスタートアップ企業を買収することを目的とする会社です。香港証券取引所が発表したSPAC上場に関するルールによると、SPACは10億香港ドル（約145億円）以上を調達する必要があり、また、上場から2年以内に買収を発表できなければ上場廃止になります。投資家保護に配慮しつつ新規上場を呼び込む狙いで、資金調達市場としての香港の地位を高め、国際金融センターとしての役割を強化することを目的としています。

3. ビザ電子申請サービス及び「e-Visa」の開始について

香港政府入境事務處（入境管理局）は2021年12月28日から、ビザの電子申請サービス及び「e-Visa」を開始し、香港入境事務處に出向くことなく、申請書の提出、支払い、「e-Visa」の受け取り等のビザ申請の全プロセスをオンラインで行えるようになると発表しました。また、12月28日以降にビザを受け取る人は、従来のシール型ラベルに代わるものとして、「e-Visa」が発行されます。

対象となる申請者は、香港入境事務處のアプリケーション、香港入境事務處のウェブサイト、香港政府のウェブサイトからオンラインで申請書を提出することができます。申請が許可されると、申請者はオンラインで料金を支払い、支払い後に「e-Visa」をダウンロードすることができます。「e-Visa」は、印刷またはPDFファイルとして保存し、入国審査時等において提示することとなります。

なお、当面の間は、引き続き従来する方法（出頭、郵送、投函など）で申請を行い、香港入境事務處で支払いとビザの受け取りを行うこともできます。

フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。